

F C 五十公野保護者会規約

< 会 則 >

第1条 (名称)

本会は、「F C 五十公野保護者会」と称する。

第2条 (目的)

本会は、「F C 五十公野」に入部した児童を、サッカーを通じ、競技マナー、協調性、自立心などを養い、地域社会に根ざした青少年の健全な育成を図る事を目的とし、「F C 五十公野」を側面から支援する。あわせて監督、賛同者および保護者の融和と親睦を図ることを目的とする。

第3条 (組織)

会員は原則として、「F C 五十公野」に入部した児童の保護者で組織する。

第4条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

- 1 保護者会会長 (1名)
会長は保護者を統理し、これを代表する。(6年生保護者代表)
- 2 会計監査 (1名)
会の会計監査を行う。(6年)
- 3 保護者会副会長 (若干名)
副会長は会長を補佐し、会長不在時は代理する。(年度により必要に応じた人数)
- 4 会計 (1～2名)
会の会計事務を行う。(6年)
- 5 運営補助 (若干名)
年度により必要な係りを設ける。

第5条 (任期)

前条の役員は総会において選出し、任期は1年とし、重任を妨げない。

第6条 (役員)の招集ならびに総会の招集)

保護者会会長は必要に応じ役員)の招集または、総会を招集することが出来る。

第7条（総会）

本会は、定例総会を「FC五十公野」の総会に合わせて実施する。

第8条（会計）

本会の経費は、会費およびその他の収入をもって運営する。

第9条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条（会費）

1 名称

本会の会費を「FC五十公野保護者会協力会費」と称し、年額20,000円とする。

（児童1名につき）

2 徴収時期

次年度継続予定選手は3月に徴収を行う。新年度に入部した選手はその都度徴収を行う。

第11条（会計報告）

会計報告は年度末総会において行うものとする。

第12条（活動の範囲）

「FC五十公野」の活動（練習、練習試合、大会等）と大会に参加する選手の選出は、原則として監督およびコーチで決定し、保護者会はその活動を側面から支援する。但し、下記の件については監督およびコーチの依頼を受け、関係する保護者の代表と検討したうえで、実施の可否などの検討結果を監督およびコーチに報告するものとする。

1 宿泊を伴う遠征について

2 「FC五十公野」の連絡方法

3 その他監督、コーチが必要と考える案件

第13条（会則の変更）

本会の会則の変更は、総会の出席会員数の過半数以上により決定する。

第14条（会則開始年月日）

この会則は平成25年4月28日より施行する。

令和2年4月25日、会則一部変更・施行。

令和5年4月 1日、会則一部変更・施行。